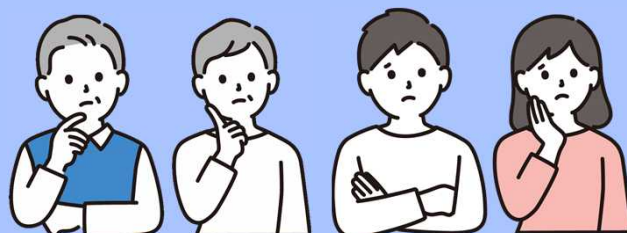


お取引の中で
こんなこと
ありませんか？



協議することなく
価格を据え置かれた



コスト上昇に見合わない価格を
一方的に決められた

これらに当てはまると
独占禁止法(優越的地位の濫用規制)や
下請法で 問題となるおそれがあります

公正取引委員会四国支所長と懇談をしながら、
独占禁止法や**下請法**を学んでみませんか？



詳細は裏面へ



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

懇談会（勉強会）のポイント

令和8年1月1日
施行されます

事業者間における
適正な価格転嫁を
実現するため

下請法 改正法案

可決・成立!
<令和7年5月16日>



❌ 協議を適切に行わない代金額の決定が法律で禁止されます

懇談会では、法律の名称を含めて
大きく変わる下請法の最新のポイントや取引適正化のための取組などを説明し
皆様が感じておられる疑問や質問にお答えしています！

📢 懇談会を実施した方々からの声

公取の具体的な活動状況に対する
理解が深まった



もう少し規模を上げた会合などで
同様の意見交換会を設けていただければ
非常に有益だと思う



価格交渉の機運が下がることがないように
引き続き労務費指針の周知を行って欲しい



独禁法や下請法
理解が深まった

81%

懇談の中で、特に興味を持っていただいた内容は、

✓ 優越的地位の濫用規制 ✓ 下請法の適正化 についてでした
(令和6年度に懇談会を開催した経済団体等のアンケート結果より)

懇談会（勉強会）の開催方法について

- **所要時間**(1時間程度)や**説明内容**は
ご要望に応じて調整いただけます！
- 定例会合の前後の時間などに合わせてお伺いします



こちらから懇談会の様子をご覧ください！
公正取引委員会四国支所ホームページ「四国支所通信」



最新情報
更新中

ご興味がある、話だけでも聞いてみたい等あれば、お気軽にご連絡ください!!

【お問い合わせ先】 公正取引委員会 四国支所総務課

☎ 087-811-1750 (担当:高木)